

茨城県報

第 7 7 1 0 号

昭和63年11月24日

木 曜 日

目 次

条 例

- 茨城県営住宅設置条例の一部を改正する条例(住宅課) ページ 1

規 則

- 茨城県衛生関係試験, 免許, 営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する
規則(環境衛生課) 2

告 示

- 字の区域の変更(地方課) 3
●国民健康保険療養取扱機関(医療福祉課) 6
●入館料徴収事務の委託(観光物産課) 7
●臨時種畜検査の実施(畜産課) 7
●道路の区域変更(道路維持課) 7
●道路の供用開始(3件)(") 8
●都市計画事業の変更の認可(都市計画課) 9

公 告

- 争議行為の予告通知の公表(2件)(労政課) 9
●都市計画案の縦覧(都市計画課) 10
●都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課) 10
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課) 11
●開発行為の工事完了(2件)(") 12
●法第86条の規定による一団地の認定(") 12
●道路位置の指定(") 13

正 誤

- 昭和63年11月14日付け茨城県報第7707号中 13

条 例

茨城県営住宅設置条例の一部を改正する条例を公布する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県条例第75号

茨城県営住宅設置条例の一部を改正する条例

茨城県営住宅設置条例(昭和39年茨城県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 土 浦 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	土 浦 市 小 岩 田	」 を
「 土 浦 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	土 浦 市 桜 ケ 丘 町	」 に、
「 神 立 ア パ ー ト	〃	〃 神 立 町	」 を
神 立 南 ア パ ー ト	〃	〃 〃	
「 神 立 ア パ ー ト	〃	〃 神 立 中 央 4 丁 目	」 に、
神 立 南 ア パ ー ト	〃	〃 神 立 町	
「 土 合 ケ 原 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	鹿 島 郡 波 崎 町 矢 田 部	」 を
「 土 合 ケ 原 ア パ ー ト	第 1 種 県 営 住 宅	鹿 島 郡 波 崎 町 土 合 本 町 4 丁 目	」 に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

茨城県規則第80号

茨城県衛生関係試験、免許、営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県衛生関係試験、免許、営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県衛生関係試験、免許、営業許可等手数料徴収規則（昭和31年茨城県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第68号中「700円」を「800円」に改め、同条第69号中「400円」を「460円」に改め、同条第70号中「200円」を「250円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

~~~~~

## 告 示

### 茨城県告示第1556号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により大洗町長から土地区画整理事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

磯浜町字七反田 3083から3095まで、3100から3110まで、3112から3114  
まで

“ 字永ホック 3096から3099まで

“ 字七反田尻 3111

“ 字コノマリシリ 3158から3160まで

“ 字コノマリ 3161から3174まで、3176から3179まで、3181から319  
1まで、3276

“ 字七反田下 3175、3180

“ 字六反田 3192から3204まで、3214から3222まで、3224から3234  
まで

“ 字六反田尻 3205

“ 字六反田上 3206、3210から3213まで、3236から3243まで

“ 字矢下 3207から3209まで、3209の1、3235、3244から3246まで、  
3325、3327から3333まで

“ 字六反田下 3223

“ 字ヲンズイ 3248から3264まで、3298の1、3298の2、3299、330  
0、3301の1から3301の3まで、3302から3322まで

“ 字南町田 3265から3274まで、3277、3288の1、3289から3297ま  
で、3798、3799

“ 字矢ノ下 3247、3323、3324、3326、3726の1、3726の2、37  
27の1、3727の2、3728 の1から3728の4まで

“ 字団子内 3634の1、3647の1から3647の3まで、3648から3655まで、  
3673から3688まで、3707から3717まで、3718の1、371  
8の2、3719の1、3719の2、3720の1、3720の2、3721  
の1、3721の2、3722の1、3722の2

磯浜町字茅場 3671, 3672

“ 字樋口 3729から3756まで, 4067から4079まで, 4082から4087まで

“ 字井戸尻 3747から3757まで

“ 字五反田 3758から3789まで

“ 字北町内 3790から3797まで

“ 字本堂 3009, 3010の1, 3011の1, 3011の2

“ 字中瀬向 3808の1, 3863, 4674から4676まで, 4681, 4684から4694まで, 4700から4702まで, 4760から4772まで, 4780, 4781, 4793

“ 字北町田 3809から3824まで

“ 字郷土田 3867から3899まで, 3929から3944まで, 3945の1, 3945の2, 3946の1, 3946の2, 3947から3952まで

“ 字ソリ町 3953から3955まで

“ 字反町 3956から3981まで, 4009から4015まで

“ 字ウツキ町 3982から3995まで, 4520, 4521の1, 4521の2, 4522から4527まで

“ 字夏張 3996から4008まで, 4016から4053まで, 4062から4065まで

“ 字石子 4054から4061まで, 4399から4404まで, 4406, 4407, 4408の1, 4408の2, 4409, 4410, 4412, 4413

“ 字カヤバ 4066, 4080

“ 字団子チ 4081の1, 4081の2

“ 字杓形 4271, 4979から4982まで

“ 字神宮後 4272から4278まで, 4920から4927まで

“ 字町池 4290の1, 4290の2, 4291, 4291の1, 4292, 4292の1, 4293, 4293の1, 4294, 4294の1, 4295, 4295の1, 4296, 4296の1, 4297, 4298の1, 4298の2, 4299, 4300, 4301の1, 4301の2, 4305から4321まで, 4323から4357まで, 4916から4919まで

“ 字梶内 4303, 4304

“ 字岩崎 4358から4394まで, 4395の1, 4395の2, 4396の1, 4396の2, 4397の1, 4397の2, 4398の1, 4398の2, 4405

“ 字石田 4414から4416まで, 4417の1, 4417の2, 4418の1, 4418の2, 4419の1, 4419の2, 4420から4422まで, 4423の

1, 4423の2, 4424の1, 4424の2, 4425の1, 4425の2,  
4426から4434まで

磯浜町字永町 4435から4475まで

“ 字横田 4476から4487まで, 4488の1から4488の3まで, 4489の1から4489の3まで, 4490, 4491, 4492の1から4492の3まで, 4493の1から4493の3まで, 4494, 4495, 4496の1から4496の3まで, 4497から4499まで, 4500の1から4500の3まで, 4501の1から4501の3まで, 4502から4504まで, 4505の1, 4505の2, 4506, 4507, 4508の1, 4508の2, 4509の1, 4509の2, 4510, 4511, 4518の1, 4518の2, 4813から4818まで

“ 字横田道南 4512から4517まで, 4519

“ 字番上 4528から4539まで, 4540の1から4540の7まで, 4541の2, 4541の4, 4542の2, 4542の3, 4542の5, 4543, 4544, 4545の1, 4545の2, 4546から4548まで, 4550から4572まで

“ 字堂面 4549, 4573から4596まで, 4598, 4599の1から4599の4まで, 4600の1から4600の3まで, 4601の1, 4601の2, 4602の1, 4602の2, 4603から4612まで, 4658から4660まで, 4669から4673まで, 4695から4698まで

“ 字ピンチウ 3855, 3919から3925まで, 3928, 4597, 4613から4619まで,  $\begin{pmatrix} 4620 \\ 4643 \end{pmatrix}$ , 4621, 4641, 4642, 4644, 4645の3, 4654の2, 4655, 4656, 4661から4668まで, 4677から4680まで, 4682, 4683

“ 字水江弘 4699, 4773から4779まで

“ 字トリカイ 4782から4789まで, 4791, 4792, 4794から4796まで

“ 字根横田 4819から4826まで, 4828から4836まで

“ 字桜下 4837から4862まで, 4863の1, 4863の2, 4864から4882まで

“ 字中土下 4883から4889まで, 4902から4909まで

“ 字中堂下 4890から4893まで

“ 字二反田 4894から4901まで

“ 字竹ノ下 4913から4915まで, 4928から4938まで, 4966の1, 4966の2, 4967から4978まで, 4985, 4986

“ 字榎下 5029から5032まで, 5033の1, 5034, 5035の1, 5036の

1, 5 0 3 8 の 1, 5 0 3 9 の 1

磯浜町字三反田 4 7 9 0, 4 7 9 7 から 4 8 1 2 まで

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字五反田に変更

## 茨城県告示第1557号

次の者から国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 機関番号               | 申出受理<br>年 月 日 | 療養取扱機関名                 | 開 設 者 名 | 所 在 地                   |
|--------------------|---------------|-------------------------|---------|-------------------------|
| 0210104            | 63. 11. 1     | 日立製作所健康保険組合<br>会瀬検診センター | 荒 井 利 治 | 日立市会瀬町4丁目3番16号          |
| 0520494            | 63. 10. 1     | 医療法人 千寿会<br>石 岡 第 一 病 院 | 米 村 尚 晃 | 石岡市大字石岡13446-6          |
| 0820597            | 63. 11. 1     | 牛 尾 外 科                 | 牛 尾 浩 樹 | 竜ヶ崎市馴柴町1区15-1           |
| 1320654            | "             | 勝田皮膚科<br>クリニック          | 柳 澤 宏 実 | 勝田市大成町35-1              |
| 1310077<br>1330535 | "             | 株式会社日立製作所<br>水戸合同診療所    | 馬 場 辰 夫 | " 市毛1070番地              |
| 4420386            | 63. 10. 1     | 内田胃腸科<br>外科病院           | 内 田 泰 彦 | 北相馬郡守谷町北園1630-1         |
| 0820605            | 63. 11. 1     | 三石内科<br>クリニック           | 三 石 卓   | 竜ヶ崎市高須町堤外4008-1         |
| 0231148            | 63. 10. 1     | 石井歯科<br>クリニック           | 石 井 恒 雄 | 日立市千石町1-9-4             |
| 1430194            | 63. 11. 1     | 茂又歯科医院                  | 茂 又 宏 徳 | 高萩市本町3-85 渡辺ビル1F        |
| 3130768            | "             | 木村歯科医院                  | 木 村 守 隆 | 東茨城郡美野里町大字羽鳥字脇山2352-191 |
| 3430150            | "             | 大子歯科<br>クリニック           | 葉 建 華   | 久慈郡大子町大字池田字上松沼2623      |
| 1940059            | "             | 株式会社<br>ひまわり薬局          | 端 弘 明   | 牛久市岡見町940-23            |

茨城県告示第1558号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次のとおり入館料徴収事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者

大 洗 町

2 委託の内容

茨城県大洗マリンタワーの設置及び管理に関する条例（昭和63年茨城県条例第69号）第7条に規定する大洗マリンタワーの入館料の徴収事務

3 委託 期 間

昭和63年10月18日から昭和64年3月31日まで

茨城県告示第1559号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 検 査 年 月 日   | 検 査 場 所                      |
|-------------|------------------------------|
| 昭和63年12月15日 | 稲敷郡江戸崎町佐倉<br>茨 城 県 養 豚 試 験 場 |

茨城県告示第1560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和63年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県道

2 路 線 名 長沖藤代線

3 道 路 の 区 域

| 区 間               | 旧新<br>の別 | 道路の幅員                                 | 延 長            | 摘 要                 |
|-------------------|----------|---------------------------------------|----------------|---------------------|
| 竜ヶ崎市長沖町37番1地先から   | 旧        | メートル<br>最大 12.0<br>最小 5.5             | メートル<br>9 5.0  |                     |
| 竜ヶ崎市高須町4024番2地先まで | 新        | 最大 12.0<br>最小 5.0<br>最大 9.0<br>最小 6.0 | 9 5.0<br>9 5.5 | 沖須橋の架替に伴う<br>迂回路の設置 |

~~~~~

茨城県告示第1561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和63年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 長沖藤代線
- 2 供用開始の区間
竜ヶ崎市長沖町37番1地先から
竜ヶ崎市高須町4024番2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年11月25日

~~~~~

茨城県告示第1562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和63年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 大塚真壁線
  - 2 供用開始の区間  
真壁郡真壁町大字白井字赤羽970番2地先から  
真壁郡真壁町大字白井字赤羽747番1地先まで
  - 3 供用開始の期日 昭和63年11月25日
- ~~~~~



**茨城県告示第1563号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和63年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道118号
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町山方字勢至堂337-2番地先から  
那珂郡山方町山方字下河原76-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和63年11月25日

**茨城県告示第1564号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 北相馬郡藤代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
取事都市計画下水道事業北第10号都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和59年5月28日から昭和69年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 な し
  - (2) 使用の部分 昭和59年茨城県告示第762号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域  
藤代町大字宮和田字下関、字関及び字東正寺裏

**公 告**

**●争議行為の予告通知の公表**

日本赤十字労働組合水戸支部執行委員長中山英雄から、昭和63年11月16日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 昭和63年度年末一時金等の要求
- 2 日 時 昭和63年11月27日以降本問題が解決するまでの期間
- 3 場 所 日本赤十字労働組合水戸支部の組合員が従事する職場
- 4 争 議 の 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

日本赤十字労働組合茨城血液センター支部執行委員長寺門義記から、昭和63年11月16日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 昭和63年度年末一時金等の要求
- 2 日 時 昭和63年11月27日以降本問題が解決するまでの期間
- 3 場 場 日本赤十字労働組合茨城血液センター支部の組合員が従事する職場
- 4 争 議 の 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

#### ●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画公園を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
2・3・041 元吉田第1児童公園  
水戸市元吉田町字瓦台  
朝日町字谷津，字御手洗尻，字御手洗下の各一部
- 2 都市計画の案の縦覧場所  
(1) 茨城県土木部都市計画課  
(2) 水戸市役所
- 3 縦 覧 期 間 昭和63年11月24日から昭和63年12月8日まで

#### ●都市計画事業の施行者の名称等

友部都市計画道路事業については、昭和63年11月10日建設省告示第2173号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
友部都市計画道路事業  
3・4・8号 宿大沢線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
収 用 の 部 分 茨城県西茨城郡友部町大字南友部字東遠原、大字鴻巣字前原及び字家前並びに東平一丁目地内

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和63年11月30日 午前10時30分
- 2 聴 聞 場 所 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬字十枚内1658番地の1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
自動車販売店、修理工場、事務所、倉庫
- 4 申請者住所氏名 西茨城郡岩瀬町岩瀬187番地  
渡 辺 堯 之
- 5 建築物構造規模 鉄骨造3階建 新築  
申請延面積 697.36㎡
- 6 敷 地 面 積 1,166.75㎡
- 7 原 動 機 新設 5.90kw
- 8 建築物の位置 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬字十枚内1658番地の1

- 1 聴 聞 期 日 昭和63年11月30日 午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 下館市神明土地区画整理事業23ブロック4ロット
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
タクシー車庫
- 4 申請者住所氏名 下館市玉戸西原987番地の16  
下館地区通運株式会社 代表取締役 外 池 陽一郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築  
申請延面積 274.42㎡
- 6 敷 地 面 積 988.68㎡

## 8 建築物の位置 下館市神明土地区画整理事業23ブロック4ロット

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市東石川字ノダマイ1659番1，同番2，同番5から同番7まで

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市住吉町284

株式会社 セイブ

代表取締役 蓼 沼 弘 治

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村村松字洞の内2804番1，同番5の一部，2805番3，同番4

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村村松字洞の内2804番地の4

社会福祉法人 淑徳会

理事長 伏 屋 淑 子

## ●法第86条の規定による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 認 定 番 号    | 認 定 年 月 日 | 申 請 者 氏 名                      | 区 域                                          |
|------------|-----------|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 建指指令第2533号 | 63年11月4日  | 住友化学工業(株)<br>取締役支配人<br>青 木 正 樹 | つくば市梅園2丁目13-1，<br>13-2，13-31，13-32，<br>13-33 |

## ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年11月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                           |                           | 道 路 の 位 置                | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                             | 住 所                       |                          | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第525号 | 63.11.14     | 株式会社<br>メイキング<br>代表取締役<br>石川 博重 | 東京都新宿区百<br>人町1丁目<br>20番3号 | 鹿島郡大野村大字林<br>字長堀450番地の55 | メートル<br>6.20 | メートル<br>49.00 |

---

正 誤

---

●昭和63年11月14日付け茨城県報第7707号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤     |       | 正      |        |
|-----|------|-------|-------|--------|--------|
| 16  | 上から3 | 4.045 | 34.20 | 4.045m | 34.20m |
| 16  | 上から6 | 4.20  | 32.60 | 4.20m  | 32.60m |
| 16  | 下から2 | 4.20  | 35.00 | 4.20m  | 35.00m |

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)